

原子爆弾被爆者の子どもに対する医療費支給対象となる障害			
	障害の種類	対象疾病の主なもの	除外例
1	造血機能障害を伴う疾病	貧血症、白血球減少症、出血性素因、紫斑病、血小板減少	単なる白血球増多減少症、妊娠貧血
2	肝臓機能障害を伴う疾病	肝硬変、慢性肝炎(アルコール性を除く)等	血清肝炎、急性肝炎、アルコール性肝障害
3	細胞増殖機能障害を伴う疾病	悪性新生物、造血組織及びリンパ組織の新生物、骨髄性白血病	良性腫瘍
4	内分泌腺機能障害を伴う疾病	糖尿病、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、卵巣機能異常、睾丸機能異常	尿崩症、青銅糖尿病、腎性糖尿病
5	脳血管障害を伴う疾病	くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳塞栓症、脳梗塞	脳動脈硬化症、脳貧血
6	循環器機能障害を伴う疾病	高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患	高血圧症(単なる)、動脈硬化症(単なる)、メニエル氏病、僧帽弁閉鎖不全症、僧帽弁狭窄症、心室性期外収縮、原発性心筋症、不整脈、心悸亢進、低血圧症等
7	腎臓機能障害を伴う疾病	ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎	妊娠又は産褥中に起きたもの、流産に伴うもの及び細尿管性ネフローゼ<急性>、高脂血症、膀胱炎、腎石症、突発性腎出血
8	水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病	白内障	先天性白内障、糖尿病性白内障、原爆以外の外傷性白内障
9	呼吸器機能障害を伴う疾病	肺気腫、慢性間質性肺炎、肺腺維症	急性又は詳細不明の間質性肺炎、慢性気管支炎、気管支喘息、気管支拡張症、肺炎、肺結核術後、塵肺
10	運動器機能障害を伴う疾病	変形性関節症、変形性脊椎症、骨粗しょう症(運動機能障害を伴うものに限る)	坐骨神経痛、パーキンソン症、重症筋無力症、慢性関節リウマチ、脊椎すべり症、脊椎分離症、椎間板ヘルニア、椎間板症、関節炎、痛風、腰痛症、頸肩腕症候群、五十肩
11	潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎	慢性胃炎、胃切除症候群、過敏性大腸症候群

※ ただし、上記障害を伴う疾病が、先天異常、伝染病、寄生虫病又は薬物若しくは毒物の中毒など

原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかな場合は除かれます。